

## 敦賀の活断層評価・・・「事業者が活断層でないことを証明していない」（規制委員会） 国は、大飯原発の敷地内破碎帯評価でもこの姿勢を貫くべき

## 原告2名の意見陳述・・・「福島原発事故の教訓を忘れてはならない」と力強く陳述

第5回法廷は、5月22日（水）午後3時、大阪地方裁判所202号大法廷で開かれ、約100名の傍聴席は原告・支援者でほぼ満員となりました。

第4回法廷の後、3人の裁判官のうち裁判長と右陪席が交替したことから、弁論の更新に伴う実務的な確認が行われた後、弁護士から最近の状況を踏まえた発言と、求釈明についての発言がありました。



〔第5回法廷終了後の報告会〕

### ◇冒頭発言と求釈明

はじめに冠木弁護士から、「本裁判において被告である国と、原子力規制委員会はともに国の機関であり、その主張、立場は一致しているべきである。規制委員会が本日22日、敦賀原発2号機直下のD-1断層を活断層とした有識者会合の報告書を了承し、事業者である日本原電の主張には根拠がないとした。大飯原発敷地内活断層についても、これを否定する事業者の側に立証責任があることを認めるべきである。また、FO-A、FO-B、熊川断層が3連動して動くかどうかについても、規制庁は4月19日の会合で、関電に対し3連動することを前提に、基準地震動を策定し耐震安全性評価を命じた。関電は回答を渋ったが、言葉で示すよう促され『了承した』と発言しながら、その後は規制庁の方針に抵抗し、従おうとしない。国は規制庁と同じ立場にあるものとして、安全性を担保する立場から事業者としてどうなのかを問うべきである」。

規制委員会は敦賀原発の活断層の認定において、「事業者が活断層ではないことを証明していない」とし、有識者による活断層の可能性が高いという判断をもとに、耐震設計上考慮すべき活断層であると断定しました。この姿勢は、大飯原発の敷地内活断層の認定についても貫かれるべきです。

続いて、大橋弁護士が、5月20日に提出した求釈明書を読み上げ、「1、560ガルでも制御棒は2.2秒程度で挿入される」という被告の主張について釈明を求めました（5月20日付求釈明書参照）。

[http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/gyouso\\_kyushakumei\\_20130520.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/gyouso_kyushakumei_20130520.pdf)

### ◇中嶋哲演さん、松浦雅代さんの意見陳述

この後、福井県小浜市の中嶋哲演さんが、裁判長、国側、そして原告・傍聴席に向かって合掌した後、法廷の隅々にも通る声で陳述を行いました。小浜原発の設置や中間貯蔵施設の誘致をすべて拒否してきた小浜市民は、大飯原発から10キロ圏の住民の75%を占め、文字通り『地元住民』でありながら、発言権を奪われたまま再稼働に至ったこと、原発震災が起きれば

関西広域圏が生命や健康で文化的な最低限の生活が奪われることを力強く訴えました。陳述が終わると傍聴席から拍手がおきましたが、裁判長は「拍手はなしで」と静かな口調で制止しました。

ついで和歌山市の松浦雅代さんは、「青い空、青い海、青い山を子どもたちに残そう」という思いから、和歌山では4町5ヵ所で計画された原発立地をすべて拒否してきたのに、福島第1原発で起きたレベル7の事故によって和歌山も被ばくしてしまった。未来の子どもたちのために、唯一動いている大飯原発を速やかに停止してほしいと訴えました（陳述書参照）。

原発に反対して長年活動をおられるお二人は、改めて、福島原発事故の教訓を忘れてはならないと訴えられ、多くの傍聴者の胸に重く響きました。裁判長も熱心に聞いていました。

<陳述書はこちら>

[http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiiban/gyouso\\_ikenchinjyutu\\_nakajima\\_20130522.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiiban/gyouso_ikenchinjyutu_nakajima_20130522.pdf)

[http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiiban/gyouso\\_ikenchinjyutu\\_matsuura\\_20130522.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiiban/gyouso_ikenchinjyutu_matsuura_20130522.pdf)

#### ◇進行協議

この後、407号法廷に場所を移して裁判の進行協議を行いました。7月18日に新規制基準が施行されるのに伴い、事業者である関電への稼働停止を命じるよう国に義務付けを求める根拠法が電気事業法から原子炉等規制法に移り、所管も経産省から原子力規制委員会に移行するのに伴い、この変更を待ってから裁判を進行させるのかどうかを確認するものでした。

原告である私たちは、危険性についての争点を整理する作業は7月を待つことなく引き続き進めるべきであるとし、裁判の進行は原告の主張に沿って行われることとなって、次回法廷は7月1日（月）午後1時半から、原告側の追加立証、主張を行うこととなりました。

#### ◇報告会

裁判終了後、AP大阪で報告会が行われました。谷弁護士からこの日の裁判について概要が報告された後、中罵、松浦両原告から陳述の感想を聞き、ついで冠木弁護士より裁判の冒頭発言について詳しい説明を受けました。関電相手の仮処分裁判即時抗告と国を相手の義務付け訴訟を並行して進めるのは、負担も大きいが強みでもあることが強調されました。関電相手の運転差し止め仮処分（高裁抗告審）裁判の第1回審尋は、7月12日と決まったことが紹介されました。

質疑の後、この日午前中に行われた大阪府への申し入れ行動の報告が、ついで京都から12日に行われた舞鶴市の「避難計画についての住民説明会」および京都府への申し入れ予定についての報告がありました。最後に、27日の判決批判の学習・座談会の紹介等があり終了しました。（原告：こだま記）

#### [次回法廷]

国相手の行訴第6回法廷 7月1日（月） 午後1：30～ 大阪地裁202号大法廷

関電相手の仮処分（高裁抗告審） 7月12日（金）午前10：30～ 高裁74号法廷